

兵庫県立西宮総合医療センター（仮称）  
（地域医療支援病院）

地域医療支援病院(新規申請分)

名 称	兵庫県立西宮総合医療センター(仮称)	
所在地	兵庫県西宮市津門大塚町11番62号	
設立年月日	令和8年7月1日	
開設者	兵庫県知事 齋藤 元彦	
診療科目	内科、呼吸器内科、循環器内科、消化器内科、腎臓内科、血液内科、脳神経内科、糖尿病・内分泌代謝内科、腫瘍内科、リウマチ内科、外科、呼吸器外科、心臓血管外科、乳腺外科、消化器外科、脳神経外科、整形外科、形成外科、歯科口腔外科、皮膚科、泌尿器科、眼科、耳鼻咽喉科、放射線診断科、放射線治療科、リハビリテーション科、病理診断科、救急科、精神科、麻酔科、産婦人科、小児科、臨床検査科、ペインクリニック内科、ペインクリニック外科 計35診療科目	
病床数	一般544床 精神8床	
患者紹介率及び逆紹介率	令和6年4月1日～令和7年3月31日 (1) 紹介率 70.3% (2) 逆紹介率 108.5%	
共同利用登録医療機関数	379機関	
救急搬送患者数	5,875人	
(救急搬送患者数/救急医療圏人口×1,000) ※認定要件：2を超えること	5.7	
救急医療体制 (重症救急患者のための病床)	救急救命 12床 EICU 8床	
地域の医療従事者の資質の向上のための研修実施状況	(1) 実施回数 13回 (2) 研修者数 85人	
圏域の承認状況	令和7年9月26日付けで「阪神南圏域健康福祉推進協議会」、 令和8年2月19日付けで「阪神北圏域健康福祉推進協議会」より意見書提出。	

## 兵庫県立西宮総合医療センター（仮称）の地域医療支援病院について

### 1. 趣旨

地域医療支援病院の県立西宮病院及び西宮市立中央病院は、再編統合にて令和8年7月1日に「兵庫県立西宮総合医療センター（仮称）」（以下「新病院」という。）として開院する。これに伴い、現在指定を受けている県立西宮病院より、地域医療支援病院の名称承認申請があった。

### 2. 再編統合時の地域医療支援病院の承認について

厚生労働省の見解では「①同一市内の移転②経営主体者に変更がない。」に充足する場合は、新病院として開院後1年間の実績を待たず、地域医療支援病院の申請ができる。

再編統合後	旧病院名	旧病院の実績	経営主体	同一市内
兵庫県立西宮総合医療センター（仮称）	県立西宮病院	○	兵庫県知事	○
	西宮市立中央病院	○	西宮市長	○

新病院の経営主体は「兵庫県知事」、所在地は「西宮市」であることから充足しており、地域医療支援病院の承認申請を行うことは可能である。なお、他県も同様の対応を行っている。

### 3. 再編統合後の新病院について

主な項目	県立西宮病院	西宮市立中央病院	承認要件（抜粋）
認定日	H21年12月16日	R元年6月24日	—
病床数	400床	257床	200床以上
紹介率	70.3%	86.4%	照会率50%
逆照会率	108.5%	105.1%	逆照会率70%
救急患者数	5,875人	2,157人	1,000以上
研修	13回	18回	年12回以上

### 4. 所管圏域の承認状況について

令和7年9月26日付けで「阪神南圏域健康福祉推進協議会」、令和8年2月19日付けで「阪神北圏域健康福祉推進協議会」より意見書提出。

令和7年9月26日

兵庫県阪神南県民センター長 様

阪神南圏域健康福祉推進協議会長

意 見 書

下記のことについて、阪神南圏域健康福祉推進協議会医療部会（令和7年8月26日）において協議した結果、県立西宮総合医療センター（仮称）が地域医療支援病院の指定を受けることを阪神南圏域健康福祉推進協議会として承認する。

令和8年2月12日

兵庫県阪神北県民局長 様

阪神北圏域健康福祉推進協議会長

意 見 書

阪神北圏域健康福祉推進協議会医療部会(令和8年2月12日)において協議した結果、県立西宮総合医療センター(仮称)が地域医療支援病院の指定を受けることを、阪神北圏域健康福祉推進協議会として承認する。

地域医療支援病院承認事前協議書審査表(兵庫県立西宮総合医療センター(仮称))

(1/5)

審査事項	適・否	備考
<p>1 紹介患者に対する医療提供 (法第4条第1項第1号、省令第9条の16第6号関係) &lt;承認要件&gt; 他の病院又は診療所から紹介された患者に対し医療を提供していること。</p> <p>&lt;承認にあたっての留意事項&gt; (1) 地域医療支援病院紹介率・逆紹介率 ア 地域医療支援病院紹介率が80%以上であること。 イ 地域医療支援病院紹介率が65%以上かつ逆紹介率が40%以上であること。 ウ 地域医療支援病院紹介率が50%以上かつ逆紹介率が70%以上であること。 エ 地域医療支援病院紹介率が65%以上80%未満かつ逆紹介率が40%未満の場合、承認後2年間で当該紹介率80%を達成するための具体的な年次計画を策定し、実施していること。</p> <p>(2) 紹介患者の紹介状には、次の事項を記載していること。 ・氏名 ・年齢 ・傷病名又は紹介目的 ・紹介元医療機関名 ・その他紹介を行う医師において必要と認める事項</p>	<p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p>	<p>[R6年度実績] 紹介率(70.3%) 逆紹介率(108.5%)</p>
<p>2 共同利用施設の実施 (法第4条第1項第1号、省令第9条の16第1号関係)</p> <p>&lt;承認要件&gt; 当該病院の建物の全部若しくは一部、設備、機械又は器具を、当該病院に勤務しない医師等の診療、研究又は研修のために利用させるための体制が整備されていること。 ※医師等:医師・歯科医師・薬剤師・看護師・その他医療従事者</p> <p>&lt;承認にあたっての留意事項&gt; (1) 共同利用 ア 当該病院の施設・設備が当該病医院の存する地域の全ての医師又は歯科医師の利用のために開放されていること。 イ 共同利用に関わる規定が病院の運営規定等に明示されていること。</p> <p>(2) 利用医師等登録制度 ア 共同利用を行おうとする当該2次医療圏に所在する医療機関の登録制度を設けていること。 イ 当該病院の開設者と直接関係のない医療機関が、現に共同利用を行っている全医療機関の5割以上となっていること。 ウ 利用医師等登録制度の実施にあたる担当者を定めていること。 エ 担当者は、上記(1)ーア、イに規定する登録された医療機関等との協議、共同利用に関する情報の提供等連絡・調整の業務を行っていること。</p>	<p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p>	<p>共同利用病床(10床)</p>

審査事項	適・否	備考
<p>3 救急医療の提供 (法第4条第1項第2号、省令第9条の16第2号関係)</p> <p>&lt;承認要件&gt; 救急医療を提供する能力を有すること。</p> <p>&lt;承認にあたっての留意事項&gt; 当該病院における24時間重症救急患者の受入れ可能診療科 (内科系及び外科系)</p> <p>※ 特定の診療科において24時間体制で重症救急患者を受け入れる体制が確保されていれば差し支えない。</p> <p>(1) 重症患者に対し医療を供給する体制</p> <p>ア 24時間体制で入院治療を必要とする重症救急患者に必要な検査治療ができるよう、通常の当直体制の外に重症救急患者の受入れに対応できる医師等医療従事者が確保されていること。</p> <p>イ 重症救急患者のために優先的に使用できる病床又は専用病床が確保されていること。</p> <p>ウ 入院治療を必要とする重症救急患者に必要な検査、治療を行うために必要な診療施設(診療室、処置室、検査室等)を有し、24時間使用可能な体制が確保されていること。</p> <p>エ <u>地方公共団体又は医療機関に所属する救急自動車により搬送された患者の数(申請を行う年度の前年度の数)÷救急医療圏人口)×1,000が、2以上であること</u></p> <p><u>地方公共団体又は医療機関に所属する救急自動車により搬送された患者の数(申請を行う年度の前年度の数)が1,000以上であること</u></p> <p>※ <u>エに該当しない場合であっても、知事が、次に該当すると認めた場合には、地域医療支援病院の承認を行うことができる。</u>  <u>(ア) 当該病院が所在する二次医療圏について定められた医療計画を踏まえ、救急医療体制の確保の観点から、当該病院に対して承認を与えることが適当と認めた場合</u>  <u>(イ) 小児科等の単科の病院であって、当該診療科に関して地域における医療の確保の観点から、当該病院に対して承認を与えることが適当と認めた場合</u></p> <p>(2) 他の病院、診療所等からの救急患者を円滑に受け入れる体制として、救急自動車による傷病者の搬入に適した構造設備を有していること。</p>	<p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p>	<p>救命救急(12床) EICU(8床)</p> <p>[R6年度実績] 救急医療圏人口 (1,029,309人) 救急搬送患者数 (5,875人) 数値(5.7)</p>
<p>4 地域の医療従事者に対する研修の実施 (法第4条第1項第3号、省令第9条の16第3号関係)</p> <p>&lt;承認要件&gt; 地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修を行わせる能力を有すること。</p> <p>&lt;承認にあたっての留意事項&gt;</p> <p>(1) 地域医療従事者の資質の向上を図るための研修に必要な図書等を整備していること。</p>	<p>適 否</p> <p>適 否</p>	<p>[令和6年度実績] 延参加人数(院外) (85人)</p>

審査事項	適・否	備考
(2) 以下のような研修を定期的に行う体制が整備されていること。 ・地域医療の医師等を含めた症例検討会 ・医学・医療に関する講習会	<input checked="" type="radio"/> 適 <input type="radio"/> 否	
(3) 研修目標、研修計画、研修指導體制その他研修の実施のために必要な事項を定めた研修プログラムを作成していること。	<input checked="" type="radio"/> 適 <input type="radio"/> 否	
(4) 研修プログラムの管理及び評価を行うために、病院内に研修全体についての教育責任者及び研修委員会が設置されていること。	<input checked="" type="radio"/> 適 <input type="radio"/> 否	
(5) 研修の実施のために必要な施設及び設備を有していること。	<input checked="" type="radio"/> 適 <input type="radio"/> 否	
(6) <u>年間12回以上(申請を行う年度の前年度の数)の研修を主催していること</u>	<input checked="" type="radio"/> 適 <input type="radio"/> 否	[令和6年度実績] (13回)
※1 研修は、地域の医療従事者の資質の向上を図るために、これらの者に対する生涯教育その他の研修を適切に行うものである。		
※2 ここでいう研修は医師法第16条の2に規定する臨床研修を念頭においているものではなく、主として既に地域において開業している医師、歯科医師、薬剤師及び看護師等に対する、これらの者の資質の向上を図るための研修を指すものである。		



審査事項	適・否	備考
<p>(13) エックス線装置 (内科、心療内科、呼吸器科、消化器科、胃腸科、循環器科、リウマチ科、小児科、外科、整形外科、形成外科、美容外科、脳神経外科、心臓血管外科、小児外科、皮膚泌尿器科、泌尿器科、リハビリテーション科及び放射線科の一を有する病院についての診療科名のみを診療科名とする病院においてはこれを設けなければならない。)</p> <p>(14) 調剤所</p> <p>(15) 給食施設 (入院患者のすべて給食することのできる施設とし、調理室の床は耐水材料をもって洗浄及び排水又は清掃に便利な構造とし、食器の消毒施設を設けなければならない。ただし、病院内において食器の洗浄業務が行われていない場合にあっては、食器の消毒設備を設けないことができる。)</p> <p>(診療科中に産婦人科又は産科を有する病院)</p> <p>(1) 分べん室及び新生児の入浴室 (療養型病床群を有する病院)</p> <p>(1) 機能訓練室 (療養型病床群を有する病院の一以上の機能訓練室は、内法による測定で40㎡以上の面積を有し、リウマチ用器械及び器具を備えなければならない。)</p> <p>(2) 談話室(療養型病床群の入院患者同士や入院患者とその家族が談話を楽しめる広さを有しなければならない)</p> <p>(3) 食堂 (内法による測定で、療養型病床群に係る病床に收容されている入院患者1人につき1㎡以上の広さを有しなければならない。)</p> <p>(4) 浴室 (身体の不自由な者が入浴するのに適したものでなければならない。)</p>	<p>適・否 <input checked="" type="radio"/> 適 <input type="radio"/> 否</p> <p>適・否 <input checked="" type="radio"/> 適 <input type="radio"/> 否</p> <p>適・否 <input checked="" type="radio"/> 適 <input type="radio"/> 否</p> <p>対象外</p> <p>対象外</p> <p>対象外</p> <p>対象外</p>	
<p>7 地域医療支援病院内に設置される委員会 (法第16条の2、省令第9条の19関係)</p> <p>&lt;承認にあたっての留意事項&gt; 委員会の構成が適切なものであること。 ・当該地域医療支援病院の医師会等の関係団体の代表(3名) ・当該病院が所在する県・市町の代表(4名) ・当該病院の関係者(2名) ※ 委員として当該病院の関係者が就任することを妨げるものではないが、その場合にあっても、関係者以外の者が大半を占めるよう留意すること。</p>	<p>適・否 <input checked="" type="radio"/> 適 <input type="radio"/> 否</p>	

諮問第233号

兵庫県医療審議会

地域医療支援病院の承認について（諮問）

下記の医療機関について、医療法第4条に規定する地域医療支援病院として承認することについて、貴審議会の御意見を賜りたく、諮問します。

記

- ・西宮総合医療センター（仮称）

以上

令和8年2月27日

兵庫県知事 齋藤 元彦

